

令和5年度

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区

煙山ダム放流施設他補修工事

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区煙山ダム放流施設他補修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区の事業計画に基づき、煙山ダム放流施設他の補修工事並びに網場設備アンカーブロック設置及び堤体下流法面湿潤部対策工を行うものである。

2. 工事場所

岩手県紫波郡矢巾町煙山地内

3. 工事概要

本工事は、煙山ダム放流施設他の補修工事で、その概要は次のとおりである。

(1) コンクリート補修工

放流施設 施工延長 $L=150.682\text{m}$ （隧道、開渠区間を含む）

隧道区間 標準馬蹄形 $2r=2.4\text{m}$ $L=134.855\text{m}$

（施工始点 測点No.0 施工終点 測点No.6+14.855）

開渠区間 $B3.0\text{m}\times H2.5\text{m}$ $L=15.827\text{m}$

（施工始点 測点No.6+14.855 施工終点No.7+10.682m）

内訳

高圧洗浄工 $A=341\text{m}^2$

表面被覆工（吹付工法） $A=341\text{m}^2$

断面修復工（左官工法） $A=9.0\text{m}^2$

ひび割れ補修工（低圧注入工法） $L=11.4\text{m}$

ひび割れ補修工（充填工法） $L=8.3\text{m}$

目地補修工（目地成型ゴム挿入工法） $L=15.6\text{m}$

(2) 橋梁補修工

連絡橋 $L=44.100\text{m}$ $B=4.5\text{m}$ 橋台 $N=2$ 橋脚 $N=2$

コンクリート舗装補修工 $A=165\text{m}^2$

(3) 管理棟周辺附帯施設補修工

既設階段、防護柵補修等 1式

(4) 網場設備アンカーブロック工

コンクリートアンカーブロック（左岸） 1式

コンクリートアンカーブロック（右岸） 1式

(5) 堤体下流法面排水対策工

堤体下流法面湿潤部対策工 1式

表面排水対策工 1式

- | | |
|----------------|-----------|
| (6) 貯水池内工事用道路工 | L= 496.7m |
| (7) 仮設工 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

放流施設のコンクリート補修工事は非出水期である11月1日以降でなければ工事着手できない。また、ダム流入水の貯留開始時期は3月1日を予定している。
関連工事工程と十分調整のうえ、作業を行うこと。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等87日を見込んでいる。
なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。
氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 関連工事

本工事に関連する工事は次に示す工事であり、同時期の施工となることから、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

なお、放流施設補修工事の工事用道路については、先行して関連工事にて施工するものとするが、その維持管理は本工事の受注者が行わなければならない。

また、貯水池内工事用道路は施工後、関連工事にて使用することからその維持管理は同工事の受注者が行うこととしている。

- ・煙山ダム貯水池堆砂除去工事(工期：令和4年5月19日～令和6年6月28日)
- ・煙山ダム取水設備改修工事(工期：令和4年11月22日～令和6年3月8日)

2. 第三者に対する措置

(1) 濁水処理対策

1) 放流施設補修の下地処理工に伴い発生する濁水については、下流に設置する沈殿槽にて排水の都度、水質を測定し、処理が必要と判断される場合には別途設置する濁水処理施設により適正な処理を行ったのち、河川に排水するものとする。

2) 処理後の排水基準は、環境省「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」に基づき、次のとおりとする。

水素イオン濃度 (PH) : 5.8~8.6
浮遊物質 (SS) : 25mg/L 以下

(2) 保安対策

1) 堤体下流法面排水対策工事時に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法

に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員 B	昼夜別	備考
①町道 安越線	2名/日	昼間	

(3) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行等を優先するものとし、事故防止に努めなければならない。

(4) 関係法令

本工事の実施に当たっては、共通仕様書第1章第1節1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

3. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書 3-2-2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路

本工事で使用する工事用道路は契約図面に示すとおりであり、施工中の維持管理は第4章 現場条件 1. に示すとおり受注者の責任において実施しなければならない。

なお、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

また、現地盤が軟弱等により通行が困難と想定される場合は監督職員と協議するものとする。

2. 資材置場等

工事用資材の一時置場については、契約図面に示す用地を使用するものとする。

なお、放流施設の資材置場には敷鉄板を敷設するものとするが、その他の資材置場も含め土木シートの敷設は行わないものとする。

3. 濁水処理施設

放流施設補修の施工にあたっては、沈殿池脇に処理能力 0.72m³/hr 以上の濁水処理施設を設けるものとし、監督職員から施工計画の承諾を得るものとする。

また、脱水処理装置により発生する脱水ケーキは含水率 85%以下とし、産業廃棄物として処理する。処理にかかる費用については、マニフェスト伝票で実績処分量を確認したうえで、契約変更の対象とする。

(1) 設置機器

- 1) 濁水処理装置（ポータブル型） 1 m³/h 1 基

2) 脱水処理装置 (ポータブル型)

1 基

(2) 薬品使用量

粉体水処理凝集剤の使用量は納品伝票や入荷状況写真のほか、空缶や空袋など使用の実績となる数量を確認のうえ、契約変更の対象とする。

4. 排水処理工

放流施設の下地処理に伴う排水は次のとおり想定しており、沈殿池内から濁水処理施設への汲み上げは排水ポンプによるものとする。

区分	排水区分	排水量	箇所数	排水先
放流施設	作業時排水	Qmax= 6 m ³ /h 未満	1	濁水処理後、 下流へ排水

5. 隧道内仮設

(1) 換気設備 (坑道式)

隧道内の施工に当たっては、通風能力 90m³/min 以上の換気設備を設けるものとする。

(2) 照明設備

坑内照明は、労働安全衛生規則に基づき、作業場所及び作業員の通行等の安全確保のために必要な照度を満たす照明を設置するものとし、設置計画について監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 資機材の運搬

換気設備、照明設備の設置にあたっては人力による台車等での運搬を行うものとしておりが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

6. 除雪工

除雪対象積雪深は 10cm 以上とし、除雪を行った場合は除雪実施状況 (積雪深、除雪範囲、除雪方法等) を監督職員に報告するものとし、実績により変更契約の対象とする。

7. 現場発生材受入地

撤去したネットフェンスなどの鋼材 (有価物) は稲荷場大分水工 (盛岡市上鹿妻地内) に搬出することで考えており、発生品目毎に重量を計測し、監督職員へ報告するものとする。

なお、運搬にかかる費用等については別途、監督職員と協議するものとする。

8. 土捨場

土捨場は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次の通りである。

名称	地先名	採取量	摘要
第三土捨場	岩手県紫波郡矢巾町 煙山第4地割34	377m ³	

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保を予定している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地 (以下「工事用地等」という。) は、「別紙-2 工事用地図」に示すとおりである。

2. 境界杭

本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。

なお、これらの杭は工事施工中にあっても紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は監督職員と打合せのうえ、引照杭等を設け工事終了後復元するものとする。

3. 工事用地等の使用及び返還

(1) 工事用地等の使用に当たっては、「別紙-3 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(2) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立ち会わなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) 表面被覆工（吹付工法）

表面被覆工に用いる材料は無機系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

ポリマーセメントモルタル（繊維入り）

試験方法等		規格値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速度係数 $18 \text{ mm} / \sqrt{t}^{*1}$ 年以下）	
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^\circ\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5N/mm ² 以上
		多湿条件	1.5N/mm ² 以上
		低温条件	1.5N/mm ² 以上
		水中条件	1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	1.0N/mm ² 以上
温冷繰返し条件	1.0N/mm ² 以上		
圧縮強度試験	JSCE-K 561（28 日養生）	21.0N/mm ² 以上	
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^\circ\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下	

試験方法等		規格値
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験(案) ^{※2} (材齢28日、10時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上

※1： \sqrt{t} t=経過時間(年)

※2：農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)

(2) 断面修復工(左官工法)

断面修復工に用いる材料は無機系とし、以下の規格を満足するものを使用する。

断面修復材(ポリマーセメントモルタル(繊維入り))

試験方法等		規格値	
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^\circ\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5N/mm ² 以上
		多湿条件	1.5N/mm ² 以上
		低温条件	1.5N/mm ² 以上
		水中条件	1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28日養生)	21.0N/mm ² 以上	
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^\circ\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5mm以下(中性化速度係数 18mm/ \sqrt{t} ^{※1} 年以下)	
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上	

※1： \sqrt{t} t=経過時間(年)

※2：農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)

(3) ひび割れ補修材(低圧注入工法)

低圧注入工法に用いる材料は樹脂系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

ひび割れ注入材(樹脂系ひび割れ注入材)

試験方法等	規格値
注入性の試験	JIS K 6833 粘度 1.0Pa・s 以下又は キョトビ [°] ク係数 4 ± 1

可使時間の試験	温度上昇法	可視時間 30 分以上	
硬化収縮試験	JIS A 6024	硬化収縮率 3%以下	
付着強度試験	JIS A 6024	各試験条件における接着強さ	
		標準条件 (乾燥面)	6.0N/mm ² 以上
		特殊条件 (湿潤面)	3.0N/mm ² 以上

(4) ひび割れ充填材 (充填工法)

充填工用いる材料は樹脂系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

ひび割れ充填材 (ひび割れ充填用可とう性エポキシ樹脂)

試験方法等		規格値	
引張強さ試験	JIS K 6251 1号ダンベル形状 引張速度200±20mm/min 標準条件：JIS K 6250 6.試験室の標準条件で14日間養生を行う。	各試験状況における引張強さ	
		標準条件	1.0N/mm ² 以上
		低温条件	1.0N/mm ² 以上
伸び試験	低温条件：標準条件の養生後、0±3℃で16時間養生を行う。 加熱劣化条件：標準条件の養生後、80±3℃で14日間養生を行う。	各試験条件における伸び	
		標準条件	30%以上
		低温条件	30%以上
		加熱劣化条件	30%以上
引張接着強さ試験	JIS A 1439 5.20 引張接着性試験	標準条件	最大引張応力 1.0N/mm ² 以上
引張接着時伸び試験		標準条件	最大荷重時伸び率 10%以上

(5) 目地補修工の材料 (目地成型ゴム挿入工法)

目地補修工に用いる材料は成型ゴムとし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

目地補修用成型ゴム

試験方法等		規格値
促進耐候性試験	JISK6266試験条件：キセノンアークランプ式4,000時間(放射照度60W/m ² 、測定波長域300～400nm)又は、サンシャインカーボンアーク灯式2,400時間(放射照度255W/m ² 、測定波長域300～700nm、パネル温度63℃)	ひび割れ、変色等がないこと
耐オゾン劣化試験	JISK6259 静的オゾン劣化試験 5.4.2.a)き裂状態観察法試験条件：オゾン濃度50pphm、試験温度40℃、引張ひずみ50%、試験時間96時間	JISK6259 付属書1によるき裂の評価で、A-1を限度とする

試験方法等		規格値	
成型ゴム露出表面の応力状態(引張応力)	目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅰ型)の耐オゾン性試験方法(案)	FEM解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力(又は引張歪み)が働かないこと	
	目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅱ型)の耐オゾン性試験方法(案)	歪み測定又はFEM解析等において、成型ゴム露出表面に働く引張応力(又は引張歪み)が、同種ゴムの屋外における実績以下であること	
耐熱老化試験	JISK6257 試験条件:試験温度 70℃、試験時間 96時間	伸び変化率-20%以内	
脱落抵抗性試験	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法(案)	1.00N/mm ² (MPa)以上	
接着材の付着強度試験	JSCE-K561 準拠供試体:表面被覆材の代わりに接着材を所定量塗布する。水中条件における養生条件:供試体作成後、温度 20±2℃、相対湿度 60±10%で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。サイクル数;乾湿及び温冷繰返し回数 20 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5 N/mm ² 以上
		多湿条件	1.5 N/mm ² 以上
		低温条件	1.5 N/mm ² 以上
		水中条件	1.5 N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	1.0 N/mm ² 以上
成型ゴムの圧縮永久歪み試験	JISK6262 試験条件:試験温度 70℃、試験時間 24時間、試験片を圧縮する割合 25%	温冷繰返し条件	1.0 N/mm ² 以上
		圧縮永久歪み 30%以下	
止水性試験	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案)(試験水圧0.1MPa、水圧保持時間3分間)	漏水が認められないこと	

(6) 石材

再生クラッシャーラン RC-40 JIS A 5001

クラッシャーラン C-40 JIS A 5001

粒度調整砕石 M-40 JIS A 5001

または次の条件を満たす材料

透水性: 透水係数 $k > 1.0 \times 10^{-3} \text{cm/s}$

耐久性: 絶乾比重 $G_b \leq 2.5$

: 吸水率 $Q \leq 3.0\%$

: 損失重量比 $\leq 15\%$

粒 度: 細粒分含有率 $F_c \leq 5\%$

: 最大粒径 $D_{max} \leq 75\text{mm}$

(7) 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A

(8) 再生加熱アスファルト混合物

密粒度アスコン (13)

(9) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²) ※は曲げ強度	スランプ (cm)	粗骨材の最 大寸法(mm)	水セメント比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンク リート	4.5※	2.5	20	45以下	BB	舗装コン クリート
無筋コンク リート	18	8	25	65以下	BB	均し・調 整コンク リート
無筋コンク リート	18	8	40	65以下	BB	アンカー ブロック
鉄筋コンク リート	21	8	25	55以下	BB	集水枿

※ 粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(10) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等（工事看板、掲示板等）においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
ポリマーセメントモルタル (繊維入り)	試験成績書・カタログ	
目地補修用成型ゴム	試験成績書・見本・カタログ	
プライマー	試験成績書・カタログ	
接着剤（目地補修工）	試験成績書・カタログ	
コンクリート	配合報告書・試験成績書	
ネットフェンス	試験成績書・カタログ	
塗装剤	試験成績書	
砕石類	試験成績書・粒度分析表	
鉄筋	ミルシート	
アスファルト混合物	試験成績書・カタログ	
コンクリート二次製品	試験成績書・カタログ・構造計算書	

材料名	提出物	備考
吸出し防止材	カタログ	
グレーチング	製作図・構造計算書	
岩ズリ	試験成績書	

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
ポリマーセメントモルタル (繊維入り)	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後
ひび割れ補修材	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後
目地補修用成型ゴム	外観、計上、寸法	搬入時抽出検査
各種プライマー	外観・数量	現場搬入時
	空缶数量	施工完了後
接着剤	外観・数量	現場搬入時
	空缶数量	施工完了後

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規格	調達地域
敷鉄板（仮設材）	t=22	岩手県胆沢郡金ヶ崎町

第9章 施工

1. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	(株)佐藤興産ECO リサイクルセンター	盛岡市乙部 5-320-1	8時～17時	再資源化 施設業者
有筋コンクリート殻	(株)佐藤興産ECO リサイクルセンター	盛岡市乙部 5-320-1	8時～17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック	(有)共同産業 共同 リサイクルセンター	胆沢郡金ヶ崎 町西根街道下 49-3	8時～17時	最終処分 業者
アスファルト殻	(有)松原工業中 間処理場(I.Sリサイ クルセンター)	岩手郡雫石町 長山小松坂 71-4	8時～17時	再資源化 施設業者
木くず	花巻バイオチップ (株)	花巻市大畑 9-92-24	8時～17時	再資源化 施設業者

2. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

3. 土工

(1) 伐開工

1) 伐開区分は、伐開Ⅰとする。

2) 伐開は、図面に示す範囲とする。

4. コンクリート補修工

(1) 表面被覆工（吹付工法）

1) 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図面に示すとおりと考えている。施工に先立ち監督職員と立会いのうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

2) 準備工

① 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するも

のとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

- ② ひび割れ箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

3) 下地処理工

- ① 高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥、藻、苔並びに油脂類等の付着物及び、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。
- ② 隧道部の下地処理について標準洗浄圧は 30MPa を、開渠部の下地処理については、過年度の試験施工に基づき、側壁 14.7MPa、底版 30 MPa を想定しているが、予め試験施工を行い所定の付着強度が確保できるか確認し、監督職員に報告しなければならない。
なお、これにかかる費用については別途監督職員と協議するものとする。

4) 表面被覆工

- ① 表面被覆材の配合等
使用する被覆材の配合については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- ② 不陸調整
不陸の調整は、表面被覆工に使用する材料により本施工と一体的に行うものとする。
- ③ 被覆工
吹付機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。
吹付作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打ち継ぎ有効時間内に終了させなければならない。
なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。
- ④ 表面仕上げ
養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、むらのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。
- ⑤ 養生
表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう仮囲い屋根等を設けるものとする。
なお、外気温が5℃未満になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- ⑥ 被覆材の材料使用量確認について
被覆材の材料使用量については、設計量×(1+K)で計上している。Kは補正係数0.18とし、補正係数には施工時の飛散、練り混ぜ機器等に残るものが含まれているが、高圧洗浄後の凹凸を解消する材料使用量は含まれていない。
そのため、使用した材料の空袋については、施工完了後に監督職員の確認を受けるものとする。
なお、空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 断面修復工（左官工法）

1) 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図面に示すとおりと考えているが、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

2) 準備工

- ① 施工に支障となる草等については、丁寧に除去するものとする。
- ② 断面修復箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

3) 下地処理

コンクリート剥離部など弱部の除去は人力により丁寧に撤去するものとする。なお、高圧洗浄による弱部の除去が必要な場合には、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

4) 断面修復工

- ① 下地処理後、監督職員と立会のうえコンクリートカッター、はつり、修復工範囲等を決定するものとする。
- ② コンクリート剥離部など脆弱部を四角に囲むように深さ 30mm 程度にコンクリートカッターにより切断するものとする。
- ③ はつりにあたっては、構造物の耐力に影響を与えないよう行うものとするが、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。
- ④ はつり等により鉄筋の露出が確認された場合は、契約図面に示すとおり施工するものとするが、これにより難しい場合には錆の除去方法及び防錆材の塗布等について監督職員と協議するものとする。
- ⑤ 断面修復材（ポリマーセメントモルタル（繊維入り））は左官コテにより塗布するものとするが、断面修復の厚さが 30mm を超えるような場合には、数回に分けて塗布するものとする。
- ⑥ 表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう仮囲い屋根を設けるものとする。
なお、外気温が5℃未満になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- ⑦ 被覆材の材料使用量確認について
被覆材の材料使用量については、設計量×（1+K）で計上している。K は補正係数 0.11 とし、補正係数には施工時の飛散、練り混ぜ機器等に残るものが含まれているが、高圧洗浄後の凹凸を解消する材料使用量は含まれていない。そのため、使用した材料の空袋については、施工完了後に監督職員の確認を受けるものとする。
なお、空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(3) ひび割れ補修工（低圧注入工法）

1) 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図面に示すとおりと考えているが、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

2) 準備工

- ① 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。
- ② ひび割れ箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。
- ③ ひび割れ部のコンクリート表面については、ワイヤーブラシ等により幅 50mm 程度の範囲でレイタンス、塵芥を丁寧に除去するものとする。

3) 注入工

- ① 注入用器具（座金等を含む）をひび割れ上に接着剤（シーリング材）により、注入期間離脱しないよう丁寧に取り付けなければならない。
- ② 注入用器具取り付け箇所以外のひび割れ部については、注入材が漏れないようシーリング材により処理するものとする。
- ③ シーリング材の硬化後、注入圧力 0.4N/mm^2 以下で注入材を注入するものとする。
- ④ 注入後は、注入材を取り付けた状態でシート等による養生を行うものとする。
- ⑤ 注入材が硬化した後は、注入材を撤去し、ディスクサンダー等によりシーリング材を撤去し、平滑に仕上げるものとする。

(4) ひび割れ補修工（充填工法）

1) 補修範囲の確認

補修範囲は、図面に示すとおりと考えているが、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

2) 準備工

- ① 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。
- ② ひび割れ部については、U字カット用のブレードによりひび割れ部に沿って、溝幅 10mm 程度、溝深さ 15mm 程度にカットし、カット部内の切粉等をワイヤーブラシ、刷毛等で丁寧に除去するものとする。
- ③ ひび割れ箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

3) 充填工

- ① カット部内部にプライマーを丁寧に塗布した後、ひび割れ充填用可とう性エポキシ樹脂を充填しヘラにより十分に押しえ既設コンクリートとの密着をはかるものとする。また、表面は平滑に仕上げるものとする。
- ② 充填後、硬化までの間、充填剤表面にほこり等が付着しないようシート等により養生するものとする。

(5) 目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

1) 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図に示す目地を対象としているが、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

2) 準備工

- ① 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。
- ② 断面補修箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

3) 成型ゴム挿入工

- ① 目地に沿って幅 50mm 程度、深さ 50mm 程度にコンクリートカッターにより切断し、コンクリートチップ等により箱抜きを行うものとする。
- ② 箱抜き内部の切粉等をワイヤーブラシ、刷毛等で丁寧に除去した後にプライマーを丁寧に塗布するものとする。
- ③ 成型ゴムの挿入にあたっては、事前に成型ゴム側面に接着剤を塗布し、箱抜き部にねじれが生じないように丁寧に成型ゴムを挿入するものとする。なお、1 施工目地

には連続した成型ゴムを用いるものとし、複数の成型ゴムを突き合わせにより施工する場合には、監督職員の承諾を得なければならない。

- ④ 目地挿入部に段差がある場合及び水路断面屈曲部にかかる場合の施工については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- ⑤ 露出する目地端部については、シーリング材により防水（漏水）処理をしなければならない。
- ⑥ 目地補修の施工に係る養生については、凍結等により接着が行えない場合、監督職員と協議するものとし、これについては契約変更の対象とする。

(6) 試験施工

下地処理の着手にあたっては、事前に、洗浄水圧及び洗浄後の既設躯体の付着強度と摩耗（凹凸）量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

2) 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

放流施設（開渠）

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
試験位置	開渠 1 地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	左右側壁 1 箇所 底版 1 箇所	同左 同左	同左 同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3 個
調査方法	1 箇所毎に噴射圧力を 3 ケース調査	測線間隔 6 cm 格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力 1 ケース毎に、左右側壁及び底版の全 3 箇所について、それぞれ 3 個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上、 底版：3 個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上。

放流施設（隧道）

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
試験位置	隧道 1 地点	同左	同左
施工場所 (1地点あたり)	底版 1 箇所	同左	同左
施工範囲 (1箇所あたり)	1.0m × 1.0m	0.3m × 0.3m	3 個
調査方法	1 箇所毎に噴射圧力を 3 ケース調査	測線間隔 6 cm 格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力 1 ケース毎に、底版 1 箇所について、それぞれ 3 個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	底版：3 個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上。

5. 橋梁補修工

(1) コンクリート舗装補修工

- ① 連絡橋路面のコンクリートを大型ブレーカー600～800kg級により図面のとおり撤去するものとし、撤去したコンクリート殻は産業廃棄物処分とする。
施工にあたっては、既設床版を傷めないよう慎重に取り壊しを行うものとする。
なお、本施工方法により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。
- ② コンクリート打設にあたっては、打ち継ぎ面の異物を丁寧に除去するものとする。
- ③ コンクリート打設後は、適切な養生を行うものとする。

6. 管理棟周辺附帯施設補修工

(1) 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図面に示すとおり考えているが、施工に先立ち監督職員と立会いのうえ補修範囲を確認するものとする。

- (2) 既設階段手摺及び既設防護柵の塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。

(3) 塗装仕様

塗装仕様は次のとおりとする。

工事場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法
現場	素地調整	3 種ケレン			
	プライマー処理	有機ゾンクリッチプライマー	15 μ m	最終層 白系	はけ
	第 1 層	エポキシ樹脂塗料(下塗)	80 μ m		
	第 2 層	エポキシ樹脂塗料(下塗)	80 μ m		
	第 3 層	ポリウレタン樹脂塗料(中塗)	40 μ m		

	第4層	ポリウレタン樹脂塗料(上塗)	30 μ m		
--	-----	----------------	------------	--	--

(4) 既設塗膜除去

既設塗膜については、別途調査により鉛、クロム、PCBが含有していることが判明した場合、施工時の暴露対策に要する費用（仮設も含む）について変更追加する場合があります。

7. 網場設備アンカーブロック工

(1) 敷鉄板

町管理の駐車場（左岸側）及びダム周回道路（右岸側）における施工は現場状況に応じて敷鉄板が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 石積の取壊し・復旧

駐車場（左岸側）における石積の取壊し・復旧については現地確認の上、監督職員に報告書し、指示を受けるものとする。

(3) 舗装原形復旧

駐車場の舗装構成は現況寸法を計測し、監督職員に報告するものとする。矢巾町との協議の結果、舗装構成を変更する場合があります。

(4) 堆砂測量杭

左右岸アンカーブロック地点に堆砂測量杭があり、10月後半から11月後半に堆砂測量を実施する。この期間に施工する場合は作業の安全性確保から実施時期を調整することが望ましい。なお、施工にあたり堆砂測量杭の座標と標高を抑え、一時撤去し、アンカーブロック施工完了後に同位置にて復旧するものとする。復旧後の座標と標高を記録すること。

8. 堤体下流法面排水対策工

(1) 舗装原形復旧

舗装構成は現況寸法を計測し、監督職員に報告するものとする。矢巾町との協議の結果、舗装構成を変更する場合があります。

(2) 鉄筋工

集水枿の鉄筋は、別途監督職員が指示する。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

1) 補修工に係る施工管理基準については、次によらなければならない。

①出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、次表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

下地処理工（高圧洗浄後）

項目	管理基準値及び規格値（参考）	測定基準
外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100m ごとに1箇所の割合で処理面を目視確認する。

表面被覆工（吹付工法）

項目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
被覆厚さ	側壁+3 mm -0 mm 底版+7 mm -0 mm	側壁-0 mm 底版-0 mm	施工延長概ね 50m ごとに1箇所の割合で測定する。1箇所につき左右側壁及び底版の3点を測定する。
外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。		施工延長概ね 50m～100m ごとに1箇所の割合で被覆面を目視確認する。
面積	—	施工面積 ≥設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。

断面修復工（左官工法）

項目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
長さ	+5mm -0mm	-0mm	各補修箇所とする。
幅	+5mm -0mm	-0mm	各補修箇所とする。
厚さ	+5mm -0mm	-0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。但し、小規模補修（概ね1㎡未満）は1点測定する。
外観	施工面に浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
面積	—	施工面積 ≥設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定（求積）する。

鉄筋防錆工

項目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
外観	錆除去：鉄筋に錆がないこと。 防錆材塗布：塗り残し、塗りむら等がないこと。		各補修箇所とする。

ひび割れ補修工（低圧注入工法）

項目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
延長	-0mm	-0mm	各補修箇所とする。
注入量	設計量以上	設計量以上	注入総量を確認する。

ひび割れ補修工（充填工法）

項目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
延長	-0mm	-0mm	各補修箇所とする。
溝はつり幅	-0mm	-0mm	各補修箇所とする。 但し 1 箇所当たりの施工延長が 10m 以上の場合、施工延長概ね 10m ごとに 1 箇所の割合で測定する。
溝はつり深さ	-0mm	-0mm	各補修箇所とする。 但し 1 箇所当たりの施工延長が 10m 以上の場合、施工延長概ね 10m ごとに 1 箇所の割合で測
充填量	設計量以上	設計量以上	充填総量を確認する。

目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

項目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
切削幅	+0mm -2mm	+0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近及び底版中央付近の計 3 箇所
切削深さ	-0mm	-0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近及び底版中央付近の計 3 箇所
延長	-0mm	-0mm	各補修箇所とする。
外観	目地材が目地部にねじれなくまっすぐに挿入されていること。	同左	各補修箇所とする。

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

下地処理工

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100m につき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影する。

表面被覆工（吹付工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100m につき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

断面修復工（左官工法）

工種	撮影基準	撮影箇所
断面補修工	施工延長概ね 50～100m につき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
鉄筋防錆工	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。

ひび割れ補修工（低圧注入工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100m につき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。
全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

ひび割れ充填工（充填工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100m につき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、各補修箇所の延長、補修箇所の溝はつりの幅と深さを撮影する。
全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

工種	撮影基準	撮影箇所
切削工	施工延長概ね 50～100m につき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）、水路側壁外からの湧水部がある場合は、止水又は導水の状況が判別できるように撮影する。
目地設置	施工延長概ね 50～100m につき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、補修箇所の延長を撮影する。
	全1回	材料（プライマー、塗布材、成型ゴム等）の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。

③品質管理

品質管理は以下のとおりとする。ただし、工法により次表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

下地処理工

試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上 底版：3個の平均値は1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は0.85N/mm ² 以上	下地処理後 500m ² ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個

表面被覆工（吹付工法）

試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
圧縮強度（材齢28日）	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m ² ごとに1回 ③試験体：円柱供試験体（φ50mm×100mm）を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生
付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上 底版：3個の平均値は1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は0.85N/mm ² 以上	表面被覆後 500m ² ごとに開渠：3箇所（左右側壁及び底版）、隧道：1箇所（底版）、1箇所当たりの試験数は3個

断面修復工（左官工法）

試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
圧縮強度（材齢28日）	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：補修工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：施工延長概ね50～100m毎に1回 ③試験体：円柱供試験体（φ50mm×100mm）を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生

④管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省略化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の返納

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ返納するものとする。なお、受注者は返納時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報の電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 試験施工により施工方法等の変更が必要になった場合
- (2) 排水量に変更が生じた場合
- (3) 関係機関及び第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (4) 関連工事との調整により施工方法等に変更が生じた場合
- (5) 第13章 5. (1) ～ (2) に基づく確認により変更が生じた場合
- (6) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (7) 歩掛調査、間接工事費等諸経費動向調査を監督職員が指示した場合
- (8) 遠隔確認の試行を行う場合
- (9) その他本仕様書に定めのないもの

第13章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1章 1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答する。

ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更するこ

ととする。

資材名	規格	調達地域等
砕石類	クラッシャーラン C-40 再生クラッシャーラン RC-40 粒度調整砕石 M-40	盛岡地区
敷鉄板	t=22	金ヶ崎地区

5. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
- ② V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由がある

ときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 建設コンサルタントの出席

上記(1)及び(2)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿簿(共通仕様書 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サンタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。
 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ②現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

- ③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事に対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的

単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成出来ないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入、リース費用
- 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入、リース費用
- 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材、通信費
- 4) その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

15. 部分払いについて

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙-4「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. コンクリート補修工（放流施設（隧道区間））				
（1）高圧洗浄工				
高圧洗浄工（底版）	30MPa	m ²	263	
（2）表面被覆工				
表面被覆工（吹付）	無機系被覆材	m ²	263	
養生（特殊養生）	ジェットヒータ	式	1	
（3）断面修復工				
断面修復工	無機系被覆材	m ²	6.5	
劣化部除去	はつり厚 3<t≤6cm	m ²	6.5	
養生（特殊養生）	ジェットヒータ	式	1	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻 L=9.9km	m ³	0.35	
（4）ひび割れ補修工				
低圧注入工		m	11.4	
充填工		m	8.3	
2. コンクリート補修工（放流施設（開渠区間））				
（1）高圧洗浄工				
高圧洗浄工（側面）	14.7MPa	m ²	33	
高圧洗浄工（底版）	30MPa	m ²	45	
（2）表面被覆工				
表面被覆工（吹付）	無機系被覆材	m ²	78	
養生（特殊養生）	ジェットヒータ	式	1	
（3）断面修復工				
断面修復工	無機系被覆材	m ²	2.5	
劣化部除去	はつり厚 3<t≤6cm	m ²	2.5	
養生（特殊養生）	ジェットヒータ	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
殻運搬・処分	無筋コンクリート殻 L=9.9km	m ³	0.1	
(4)目地補修工				
成型ゴム挿入工	50×50	m	15.6	
(5)既設目地材運搬・処分				
既設目地材運搬・処分	廃プラスチック L=56.7km	m ³	0.04	
3. 橋梁補修工 (連絡橋)				
(1)コンクリート舗装補修工				
コンクリート舗装版破砕	t=50~68mm	m ²	165	
コンクリート舗装	4.5-2.5-20	m ³	11	
殻運搬・処分	無筋コンクリート殻 L=9.9km	m ³	11	
4. 管理棟周辺附帯施設補修工				
(1)既設階段補修	L0.3×W1.45×27段			
断面修復工	無機系被覆材	m ²	19	
劣化部除去	はつり厚 3<t≤6cm	m ²	19	
(2)既設階段手摺基礎部補修				
高圧洗浄工	30MPa	m ²	8.9	
モルタル補修工	床 20mm	m ²	8.9	
(3)既設階段手摺塗替塗装				
塗替塗装	鋼製付属設備現場塗装 エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	7.5	
素地調整	3種ケレン	m ²	7.5	
(4)ネットフェンス設置・撤去				
既設ネットフェンス撤去	柵高1.2m アンカーブロック基礎 (廃棄)	m	14	
ネットフェンス設置 (本体)	H=1.2m 支柱間隔1.8m アン カーブロック設置	m	14	
基礎部床堀・埋戻	N=9箇所	式	1	
(5)既設防護柵塗替塗装				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
塗替塗装	鋼製付属設備現場塗装 エポキシ・ポリウレタン樹脂系	m ²	6.2	
素地調整	3種ケレン	m ²	6.2	
5. 網場設備アンカーブロック工	土工			
(1)作業土工				
掘削 (左岸アンカーブロック)		式	1	
掘削 (右岸アンカーブロック)		式	1	
埋戻 (左岸アンカーブロック)		式	1	
埋戻 (右岸アンカーブロック)		式	1	
(2)整形工				
基面整正 (左岸アンカーブロック)		m ²	13	
基面整正 (右岸アンカーブロック)		m ²	10	
(3)作業残土運搬処理工				
作業残土運搬処理工	L=0.4km	m ³	52	
6. 網場設備アンカーブロック工	構造物撤去工 (駐車場)			
(1)構造物取壊し工				
舗装版切断	アスファルト舗装版 t=4cm	m	6.4	
舗装版破砕	アスファルト舗装版 t=4cm	m ²	5.6	路盤の掘削、積込も含む
殻運搬・処分	As殻 L=19.8km	m ³	1.1	
7. 網場設備アンカーブロック工	本体工			
(1)左岸アンカーブロック工				
基礎砕石	RC-40 t=10cm	m ²	13	
均しコンクリート	18-8-25 (BB) t=100	m ³	1.3	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	18-8-40 (BB)	m ³	24	
型枠	コンクリート	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
丸鋼	φ48 SUS304	ton	0.111	
(2)右岸アンカーブロック工				
均しコンクリート	18-8-25 (BB) t=100	m ³	1	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	18-8-40 (BB)	m ³	27	
型枠	コンクリート	式	1	
丸鋼	φ48 SUS304	ton	0.111	
8. 網場設備アンカーブロック工	道路復旧工 (駐車場)			
(1)アスファルト舗装工				
表層	密粒度アスコン(13) t=4cm	m ²	5.6	
路盤工	粒度調整碎石(M-40) t=10cm	m ²	5.6	
(2)防護柵撤去復旧				
防護柵撤去・復旧	コンクリート建込	m	4.0	
防護柵切断	ガス切断	m	1.2	
防護柵溶接	100mm	箇所	4	
基礎碎石	RC-40 t=15cm	m ²	1.1	
基礎コンクリート	18N-8-25 (BB)	m ³	0.4	
9. 堤体下流法面排水対策工 (湿潤部対策工)	堤体土工			
(1)作業土工				
掘削	排水ドレーン45° 配置部	式	1	
掘削	排水ドレーン 樹枝状配置部	式	1	
掘削	排水ドレーン 面的配置部	式	1	
埋戻	W<1m、C-40	式	1	
埋戻	W≥4m、C-40	式	1	
埋戻	W<1m、掘削土流用	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
埋戻	W \geq 4m、掘削土流用	式	1	
(2)整形工				
基面整正		m ²	787	
(3)作業残土運搬処理工				
作業残土運搬処理	L=0.4km	m ³	224	
1 0. 堤体下流法面排水対策工（表面排水対策工）	土工			
(1)作業土工				
掘削		式	1	
埋戻	掘削土流用	式	1	
埋戻	C-40	式	1	
(2)整形工				
基面整正		m ²	470	
(3)作業残土運搬処理工				
作業残土運搬処理	L=0.4km	m ³	101	
1 1. 堤体下流法面排水対策工	構造物撤去工			
(1)構造物取壊し工				
既設構造物撤去	U字フリューム・集水桝	m ³	20	
舗装版切断	アスファルト舗装版 t=4cm	m	58	
舗装版切断	コンクリート舗装版 t=4cm	m	23	
舗装版取壊し	アスファルト舗装版 t=4cm	m ²	34	
舗装版取壊し	コンクリート舗装版 t=4cm	m ²	7	
殻運搬・処分	有筋コンクリート L=9.9km	m ³	20	
殻運搬・処分	As殻 L=19.8km	m ³	1.3	
既設U字フリューム撤去	再利用 U300	m	5.4	
既設ガードレール撤去	再利用 土中建込	m	261	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 2. 堤体下流法面排水対策工	法面工			
(1) 湿潤部対策工				
吸出し防止材設置		m ²	1938	
暗渠配水管設置	有孔管 φ100	m	93	
(2) 表面排水対策工				
基礎碎石	RC-40 t=10cm	m ²	196	
均しコンクリート	18-8-40(BB)	m ³	10	
型枠	均しコンクリート	式	1	
排水フリューム据付	HF-300	m	395	
可変側溝据付	300*300	m	12	
調整コンクリート	18-8-25(BB)	m ³	0.2	
落ちふた式U字側溝据付	300A 3種	m	52	
コンクリート	21-8-25(BB) 集水桝□600*800	m ³	2.4	
型枠	集水桝	m ²	20	
鉄筋工	SD295 D13	ton	0.163	
グレーチング	□600	枚	5	
既設U字フリューム再設置	再利用 U300	m	5.4	
1 3. 堤体下流法面排水対策工	道路復旧工			
(1) アスファルト舗装工				
表層	密粒度アスコン(13) t=4cm	m ²	34	
上層路盤工	粒度調整碎石(M-40) t=10cm	m ²	15	
下層路盤工	RC-40 t=20cm	m ²	15	
(2) コンクリート舗装工				
コンクリート舗装工	18-8-40(BB)	m ³	0.7	
(3) 道路附帯工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
既設ガードレール復旧	再利用 土中建込	m	261	
1 4. 仮設工 (コンクリート補修工)				
(1) 仮設道路工				
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	544	
(2) トンネル仮設備工				
トンネル換気設備		式	1	
トンネル照明設備工		式	1	
トンネル仮設電気設備工		式	1	
(3) 排水処理工 (濁水処理)				
排水ポンプ (仮設)	0m ³ /h以上～6m ³ /h未満	箇所	1	
大型土のう工設置・撤去		式	1	
(4) 足場工				
移動式足場	放流施設 (隧道)	式	1	
手摺先行枠組足場	放流施設 (開渠)	式	1	
単管傾斜足場	放流施設 (開渠)	式	1	
(5) 雪寒仮囲い工				
雪寒仮囲い工	放流施設 (開渠)	式	1	
(6) 場内小運搬				
場内小運搬 (補修資材)	隧道内	m ³	4.1	
場内小運搬 (機材)	隧道内	ton	0.060	

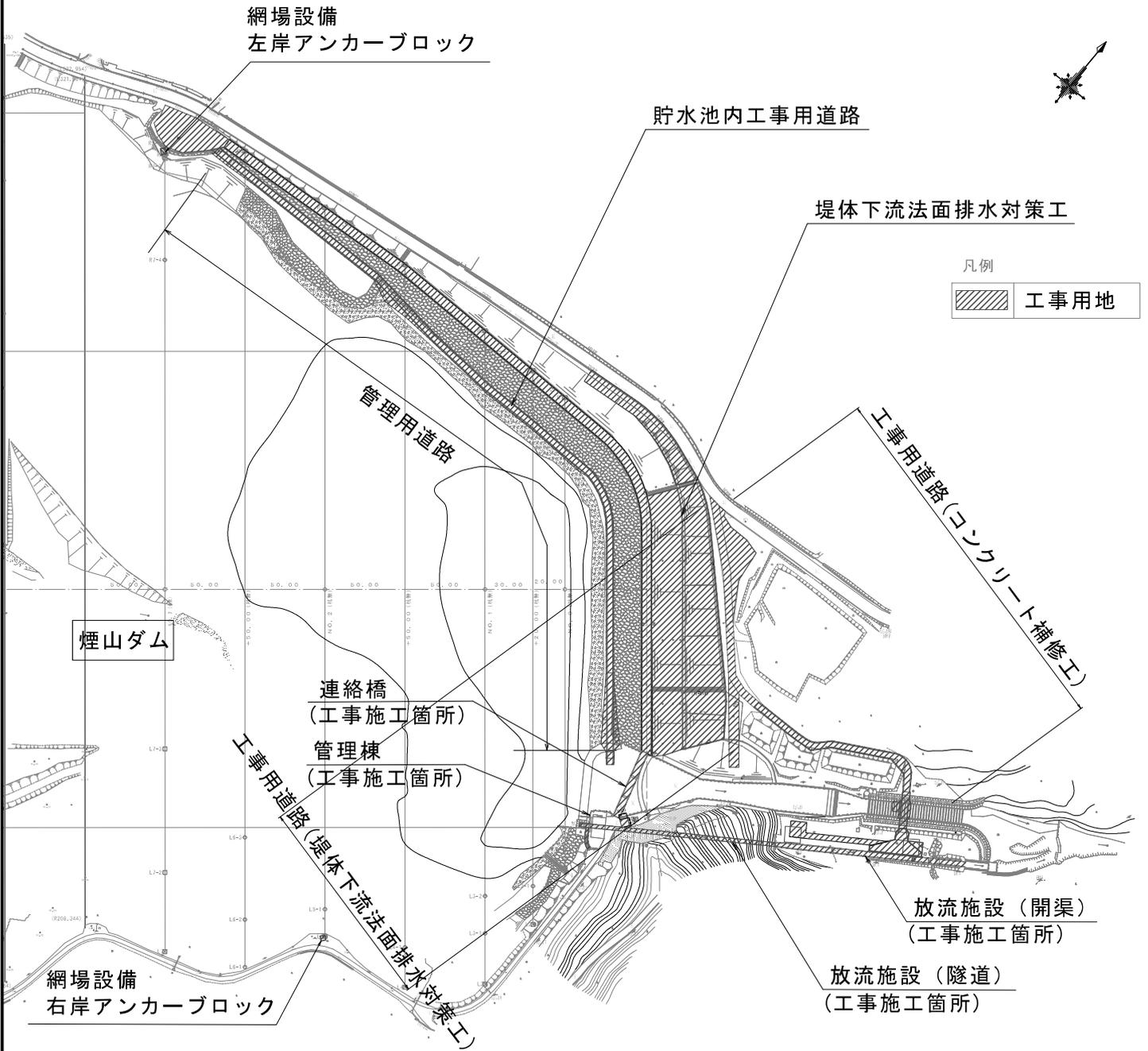
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(7)除雪工				
工事用道路除雪		m ³	163	
1 5. 仮設工 (堤体下流法面排水対策工)				
(1)工事用道路				
工事用道路	RC-40 t=10cm	m ²	108	
道路補修		m ²	800	
(2)安全対策				
交通誘導警備員B		人	13	
1 6. 貯水池内工事用道路				
(1)貯水池内工事用道路				
路体 (築堤) 盛土・埋戻		m ³	1102	
岩ずり		m ³	1466	
砂利舗装工	RC-40 t=20cm	m ²	1987	
(2)既設防護柵撤去復旧				
既設防護柵撤去	H800 支間長2000 コンクリート建込	m	9.8	
既設防護柵復旧	H800 支間長2000 ヘースプレート□250	m	9.5	
1 7. その他				
(1)事業損失防止施設費				
共通仮設 (積上げ)				
事業損失防止施設費				
濁水処理施設		式	1	
(2)運搬費				
共通仮設 (積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	ton	96.24	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(3)準備費				
共通仮設（積上げ）				
準備費				
伐開・除根		ha	0.04	
木根等処分	L=25.3km	m3	76	
(4)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費（試験費）	放流施設			
単軸引張試験（下地処理）	隧道・開渠	箇所	2	
単軸引張試験（表面被覆工）	隧道・開渠	箇所	2	
圧縮強度試験（表面被覆工）	隧道・開渠	箇所	2	
圧縮強度試験（断面修復工）	隧道・開渠	箇所	2	

工事用地図



国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合 ：公募に係る掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合 ：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能ないように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4.5以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4.5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4.5から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5.5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5.5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

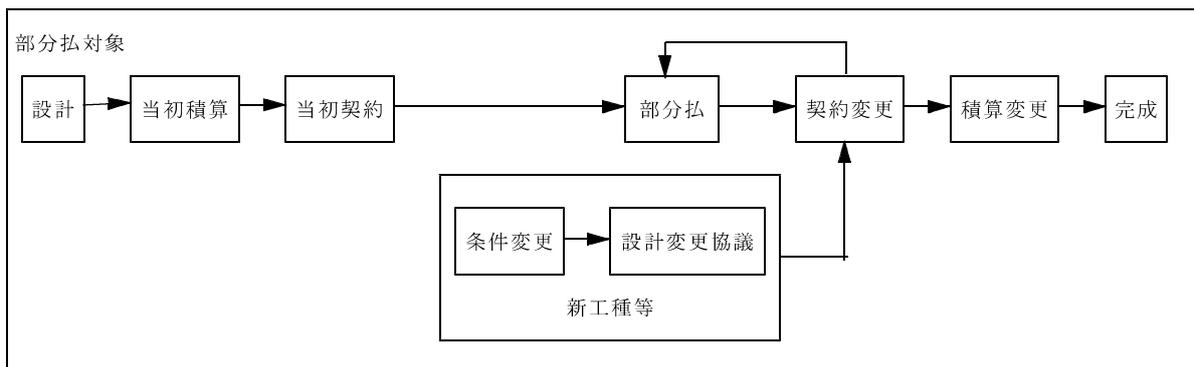
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{\phantom{\hspace{1cm}}}$ 内の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

- ※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。
別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。
- ※ 前払金請求書（全体請求書45%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。
- ※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 (4.5割以内の前払金請求書とともに提出)

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (I)

¥ (工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座名義		

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (II)

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

1. 請 負 代 金 額 ¥

2. 前 払 金 請 求 額 ¥

3. 受 領 済 前 払 金 額 ¥

4. 未 受 領 前 払 金 額 ¥

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座 名 義		

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間
認 定 請 求 書

- 1. 工 事 名 令和〇年度 〇〇〇〇〇工事
- 2. 工 事 場 所
- 3. 請負代金額 ¥
- 4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

令和5年度
 国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区
 煙山ダム放流施設他補修工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	計画平面図	1	
3	隧道平面縦断図	1	
4 - 1/3	放流施設(隧道)補修計画図(1/3)	1	
4 - 2/3	放流施設(隧道)補修計画図(2/3)	1	
4 - 3/3	放流施設(隧道)補修計画図(3/3)	1	
5	隧道補修計画図(標準図)	1	
6	放流施設(開渠)補修計画図	1	
7 - 1/2	管理棟周辺附带施設補修・更新計画図(1/2)	1	
7 - 2/2	管理棟周辺附带施設補修・更新計画図(2/2)	1	
8	連絡橋コンクリート舗装補修詳細図	1	
9	アンカーブロック計画図	1	
10	左岸アンカーブロック施工図	1	
11	右岸アンカーブロック施工図	1	
12	堤体下流法面排水対策工平面図	1	
13 - 1/2	法面排水側溝工縦断図(1/2)	1	
13 - 2/2	法面排水側溝工縦断図(2/2)	1	
14	可変側溝(深型側溝)工詳細図	1	
15 - 1/2	湿潤部対策工(1/2)	1	
15 - 2/2	湿潤部対策工(2/2)	1	
16	既設構造物撤去計画図	1	
17	貯水池内工事用道路計画図	1	
18 - 1/5	貯水池内工事用道路横断図(1/5)	1	
18 - 2/5	貯水池内工事用道路横断図(2/5)	1	
18 - 3/5	貯水池内工事用道路横断図(3/5)	1	
18 - 4/5	貯水池内工事用道路横断図(4/5)	1	
18 - 5/5	貯水池内工事用道路横断図(5/5)	1	
19	既設防護柵撤去復旧図	1	
20	放流施設補修仮設計画図	1	
21	管理棟周辺附带施設補修・更新、連絡橋補修仮設計画図	1	
22	堤体下流法面排水対策工仮設計画図	1	
合計		31	